

## 準備書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解

No	意見書A			意見書	意見等に対する事業者の見解
	準備書での該当箇所				
	章	項目	頁		
1	4章	4.1 大気質 4.2 騒音 4.3 振動	-	<p>計画施設の稼働に伴い発生する排気ガス等の予測・評価の概要で対象事業実施区域は既に自動車排気ガス騒音、振動等の影響を受けておりとあるが影響を受けていれば稼働した場合はさらに加えて影響を受けることにはならないのでしょうか。</p>	<p>施設稼働に伴う排出ガスや振動については、予測結果がいずれも環境保全目標を満足していることから、影響は小さいと考えております。</p> <p>廃棄物搬出入車両等の走行に伴う騒音については、最も影響の大きい場合の予測を行っていることから、予測結果の一部が環境保全目標を超え、現況と比べた騒音レベルの増加量が最大で3dB(A)となっております。事業者としては、騒音による環境への影響をできる限り低減させるため、走行ルートや搬出入時間の分散などの環境保全措置を講じ、騒音の抑制を図ってまいります。</p> <p>施設稼働に伴う騒音については、周辺に住居があることから、事業者としては、住居地域並みのより厳しい環境保全目標を設定しており、騒音の発生源となりうる機器については適切な防音措置を施すなどの環境保全措置を講じることにより、計画施設から発生する騒音の抑制を図ってまいります。</p> <p>なお、騒音の予測結果の一部が環境保全目標を超えておりますが、これは現況の騒音レベルが高いことに起因することから、事業者として監督官庁等に対して現地調査結果を提供し、騒音発生源が明確なものについては、必要な対策を講じるよう要請してまいります。</p>

意見書A					(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書	意見等に対する事業者の見解	
	章	項目	頁			
2	1章	1.7 事業の 内容	-	<p>千曲市防災マップによると対象事業実施区域は千曲川の氾濫における浸水の深さは2 mから5 m未満とあります。防災対策についてはどのように考えているのでしょうか。</p>	<p>浸水対策については、ごみ投入口を想定浸水レベルより高くするとともに、十分な防水対策を講じることによりごみピットや施設内への浸水、ごみ等の外部への流出を防ぐ計画としております。</p> <p>事業者としては、「安全に配慮した施設」であることを施設整備の基本方針に掲げており、周辺にお住まいの皆様にご安心いただけるよう、安全対策や防災対策には万全を期してまいります。</p>	

意見書B				(1 / 1)	
No	準備書での該当箇所			意見書	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
3	4章	4.2 騒音	4-2-45 4-2-59	<p>騒音について</p> <p>施設稼働において「廃棄物搬出入車両等による影響」および「焼却施設の稼働による影響」では、予測結果は、環境保全目標値を上回るとしています。</p> <p>私達屋代5区住民は安全で安心して暮らせる街づくりに取り組んでいます。</p> <p>廃棄物施設が稼働となれば、向う何十年もの永い間騒音と共に生きてくこととなります。現況において目標値を上回っているうえ新たな騒音が加わることを考えると、「影響少なし」ということでなく、目標値内となるよう、さらなる改善を求めます。</p>	<p>廃棄物搬出入車両等の走行に伴う騒音については、最も影響の大きい場合の予測を行っていることから、予測結果の一部が環境保全目標を超え、現況と比べた騒音レベルの増加量が最大で3dB(A)となっております。事業者としては、騒音による環境への影響をできる限り低減させるため、走行ルートや搬出入時間の分散などの環境保全措置を講じ、騒音の抑制を図ってまいります。</p> <p>施設稼働に伴う騒音については、周辺に住居があることから、事業者としては、住居地域並みのより厳しい環境保全目標を設定しており、騒音の発生源となりうる機器については適切な防音措置を施すなどの環境保全措置を講じることにより、計画施設から発生する騒音の抑制を図ってまいります。</p> <p>なお、騒音の予測結果の一部が環境保全目標を超えておりますが、これは現況の騒音レベルが高いことに起因することから、事業者として監督官庁等に対して現地調査結果を提供し、騒音発生源が明確なものについては、必要な対策を講じるよう要請してまいりたいと考えております。</p>

意見書C				(1 / 1)	
No	準備書での該当箇所			意見書	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
4	1章	1.7 事業の 内容	1-23	<p>屋代中島ごみ焼却施設対策委員会として準備書は総的に一定の評価をしています。</p> <p>P11 の事業理念に基づいて構想されていると判断</p> <p>対策委員会として問題提起2点 その1、車両走行ルート P23 堤防道路を外す この件は計画当初から堤防道路の状況が悪く適切でない。</p>	<p>廃棄物搬出入車両等の走行ルートについては、対象事業実施区域周辺の住宅地を避けたルートの1つとして堤防道路を想定しました。</p> <p>なお、事業者としては堤防道路を含めた現在の想定ルートを通行したいと考えておりますが、最終的には関係地区や千曲市、長野市、坂城町と協議しながら、設定してまいります。</p>
5	4章	4.2 騒音	4-2-59	<p>その2 騒音施設稼働時 P47 稼働時の予測値が環境保全目標を上回る要因として現況値に問題ありと総括している点 対策出来ない地域に何故、候補地としたのか選定時に問題ありと認識となるが如何に対応するのか、この位の数値は辛棒願うとの見解か問う。</p>	<p>施設稼働に伴う騒音については、周辺に住居があることから、事業者としては、住居地域並みのより厳しい環境保全目標を設定しており、騒音の発生源となりうる機器については適切な防音措置を施すなどの環境保全措置を講じることにより、計画施設から発生する騒音の抑制を図ってまいります。</p> <p>なお、騒音の予測結果の一部が環境保全目標を超えておりますが、これは現況の騒音レベルが高いことに起因することから、事業者として監督官庁等に対して現地調査結果を提供し、騒音発生源が明確なものについては、必要な対策を講じるよう要請してまいりたいと考えております。</p>

意見書D				(1/2)	
No	準備書での該当箇所			意見書	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
6	4章	4.2 騒音	4-2-59	<p>①騒音の評価結果について            予定地周辺の騒音超過の発生源を調査追及した上で保全対策の措置をとるべきだと思いますので検討願いたい。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の騒音の基準超過については、事業者として監督官庁等に対して現地調査結果を提供し、騒音発生源が明確なものについては、必要な対策を講じるよう要請してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、施設稼働に伴う騒音については、周辺に住居があることから、事業者としては、住居地域並みのより厳しい環境保全目標を設定しており、騒音の発生源となりうる機器については適切な防音措置を施すなどの環境保全措置を講じることにより、計画施設から発生する騒音の抑制を図ってまいります。</p>

意見書D				(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
7	1章	1.7 事業の 内容	-	<p>②防災対策について 地震対策及び浸水対策の記載がない。</p>	<p>ご指摘の防災対策については、準備書 P1-22 にて (1) 地震対策、(2) 洪水・浸水対策を記載しております。</p> <p>地震対策については、建築関係法規を満足するだけでなく、施設の重要度を考慮し、耐震性の高い施設となるよう計画してまいります。また、地震の際には、迅速かつ安全に施設を停止させ、二次的な災害の防止に努めてまいります。</p> <p>浸水対策については、ごみ投入口を想定浸水レベルより高くするとともに、十分な防水対策を講じることによりごみピットや施設内への浸水、ごみ等の外部への流出を防ぐ計画でございます。</p>
8	1章	1.7 事業の 内容	-	<p>③農道対策について 予定地周辺及び予定地内の農道をどうするのか計画記載がないのは農業従事者に対して配慮が不足しています。</p>	<p>対象事業実施区域の外周及び区域内を横断する道路については、農業従事者の皆様のご利用に支障が無いようにしてまいります。</p> <p>なお、具体的な計画については、今後、関係地区及び千曲市とも協議してまいります。</p>

意見書 E				(1 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
9	1 章	1.7 事業の 内容	1-23	<p>・車両走行ルートごみ収集車が約268台と思われるが、千曲河の堤防路は使用しないと回答がある厳守すること</p>	<p>千曲川の堤防道路のうち、篠ノ井橋方面からしなの鉄道路踏切を経るルートについては、廃棄物搬出入車両等は走行しない計画としておりますが、粟佐橋からの堤防道路のルートについては、廃棄物搬出入車両等が走行する計画としており、これまでもそのようにご説明させていただいております。</p> <p>なお、事業者としては堤防道路を含めた現在の想定ルートを通行したいと考えておりますが、最終的には関係地区や千曲市、長野市、坂城町と協議しながら、設定してまいります。</p>

意見書 E				(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	頁		
10	4章	4.2 騒音	4-2-59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働時の騒音・振動について 基準値がうわまわるが対策は、現況値が上回ってるので対策はしないのか！</li> <li>・施設稼働時の騒音について 上記と同様について</li> </ul>	<p>対象事業実施区域周辺の騒音の基準超過については、事業者として監督官庁等に対して現地調査結果を提供し、騒音発生源が明確なものについては、必要な対策を講じるよう要請してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、施設稼働に伴う騒音については、周辺に住居があることから、事業者としては、住居地域並みのより厳しい環境保全目標を設定しており、騒音の発生源となりうる機器については適切な防音措置を施すなどの環境保全措置を講じることにより、計画施設から発生する騒音の抑制を図ってまいります。</p>
11	4章	4.8 土壌汚染	4-8-11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染について 毎年 0.096pg-TEQ/g 蓄積される事があるが 10年へた時は、蓄積量で人体に影響は？</li> </ul>	<p>この数値 (0.096pg-TEQ/g) は、施設稼働に伴い、煙突排ガスの影響を最も受ける地点においての土壌中のダイオキシン類濃度の増加量を予測した最大の数値です。人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい土壌中のダイオキシン類の環境基準1,000pg-TEQ/gを十分下回っており、人体に影響を与えるものではありません。</p> <p>なお、施設稼働後において事後調査を行い、煙突排ガスが周辺の土壌に与える影響について把握するとともに、適正な運転管理を行うことにより更なるダイオキシン類濃度の低減を図ってまいります。</p>